

令和2年5月5日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様
各指定障害福祉サービス事業所管理者 様
各指定障害児通所支援事業所管理者 様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
障 害 者 支 援 課

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく
適切な感染防止対策の協力要請について（依頼）

令和2年4月7日に出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全都道府県を対象区域として5月31日まで延長されたことを受けて、本県においても別紙①のとおり「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等（以下「緊急事態措置等）」について、広島県全域を対象区域として協力要請期間を同日まで延長しました。

については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき、緊急事態措置等に掲げる事項について、次のとおり協力を要請します。

また、緊急事態措置等の「1 基本的な考え方(3)」及び「県民の皆様へ5つのお願い（別紙②）」の順守について職員へ周知徹底していただきますようお願いいたします。

【協力要請事項（要請期間：令和2年5月31日まで）】

1 発熱者等の事業所等への入場防止

職員及び利用者のみならず、委託業者等を含めて、検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の者は入場させないこと。

2 飛沫感染、接触感染防止のための対策

職員等のマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による感染症対策を徹底すること。

3 「3密」を避けるための措置

(1) 不急な会議や出張を中止し、Web会議、テレワークの活用などにより、出勤者数を5割削減することを目指す。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや、従業員の執務オフィスの分散などを行うこと。

(2) 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促すこと。

(3) 店舗等の利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保を強く要請すること。

担 当 指 導 検 査 グ ル ー プ

電 話 082-513-3158 (ダイヤル)

(担当者 片桐、越智、橋中)